

私は、通告に従いまして、順次、知事及び教育長に質問をいたします。

## 一 道改選常について

まず、道政運営についてであります。

国は現在、本年7月を目途とした「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太の方針」と併せて「歳出歳入一体改革」の取りまとめ作業を進め、これらの中で、交付税の削減をはじめとした、様々な見直し方針が示されておりますが、これらは地方にとって極めて厳しい内容であり、今後、道の財政運営への影響が懸念されているところであります。

このような状況の中で、今、知事の前には、1期4年の仕上げ、そして北海道の明日に向けて、解決しなければならない重要課題が、山積しておりますが、その中の一つの課題として、道州制があります。

法案自体は、先の国会で閣議決定され、継続事態の形でこの秋の次期国会での成立が予定されておりますが、これまでの道の取り組みを見ると、国との対応等にウエイトが置かれる一方で、知事にとって、一番重要な道民との態論が、果たして十分なされてきたのか、道がまとめた構想自体に、道民の視点からの要望意見が十分反映されてきたのか、さらには、支庁制度改革や市町村合併等が頓冷される中で、道民への浸透も、今一步、十分とは言い難いなど、課題も少なくないものと考えます。

### (一) 道州制特区推進法案への対応等について

まず、道は、本年度に入り、去る5月から全道各地域で道州制特区法案に係わる説明会等を開催しておりますが、今後、道州制特区についての一層の理解を取り付けるためにも、道内自治体や道民の方々に対し、十分な説明を行うべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、明年度に向けた、第2弾の提案については、少なくとも道民の方々や市町村からの要望意見を、十分、反映させたものとして策定すべきと考えます。併せて、知事の所見を伺います。

### (二) 財政再建同席について

次に、財政再建問題についてであります。

知事は、先般、未曾有の道債残高を抱え、また、破綻寸前の道財政の再建と道庁の再出発を目指して、職員の給与10%カットや定数削減をはじめとした、道庁改革に取り組まれておりますが、一方で、先の発表によりますと、平成17年度道決算が道政史上初めて赤字となる見通しが示されております。

このような中では、道においては、今後、なお一層の抜本的な行財政改革に取り組むべきものと考えます。そこで、以下、伺います。

## 1 行財政改革への具体的な取組について

まず、道は、先の我が党の質問に対して、今後、「これまで以上に危機感とスピード感を持ち、全庁一丸となって行財政改革に取り組んで参りたい」などと述べられておりますが、今後、本年2月に示された「新たな行財政改革の取組み」に位置付けられた、平成21年までの集中改革期間での取組みを前倒しするなど、より集中的な取組みを講じられるべきと考えます。知事は、どのような所見をお持ちなのか伺います。

## 2 道内市町村の財政状況について

さらに、今日、道内の市町村の財政状況は、総じて深刻な状況にありますが、このような中で、先に、夕張市においては、法に基づく財政再建団体の指定申請を明らかにしたところであり、一方、産炭地域総合発展基

金をめぐる、様々な実態も報道されているところでもあります。

知事は、道内におけるこれら深刻な財政状況にある自治体の実態と、今後の再建策について、どのように認識され、どのような対策を講じられようとしているのか、所見を伺います。

### 3 関与団体について

次に関与団体の根本的な見直しについてであります。

今、道民の期待に応える道庁改革を実現するためには、いわゆる第二の道庁とも指摘される関与団体の、根本的な見直しは急務と考えます。

道においては、この間、平成 15 年度から 3 カ年の関与団体見直し実施計画に取り組みられてきたのでありますが、平成 15 年度の見直し計画当初の道費補助金総額 521 億円に対し、平成 17 年度予算ベースにおいても、関係予算は 457 億円と、12%の減少に過ぎないのであります。

そこで伺います。本年 2 月に示された関与団体の見直し方針については、現在ある 165 団体の 30%削減、派遣職員数の 80%削減等を柱とした計画に取り組みられておりますが、今後、これらの改革に 5 カ年もかけることなく、平成 21 年度の目標年次を繰り上げるとともに、その具体的な内容や目標についても、一層踏み込んだものとして必要な見直しを行うなど、知事自らが責任を持って、改革の道筋を明確に示すべきと考えます。知事の所見を伺います。

## 二 市町村合併について

次に、市町村合併についてであります。

先般、道は、今後の本道における市町村合併推進に向けた、構想案を示されました。

その概要は、申し上げるまでもなく、概ね 3 万人という人口規模、概ね 80 分未満という時間距離という客観的な基準に基づき、全ての市町村が人口 3 万人以上の組合せに含まれるように、クラスター分析などを導入しながら、最終的には全体で 43 の組み合わせが示されております。そこで伺います。

### (一) 合併構想実の基本的な考え方について

まず、今回の合併構想については、手続きが余りにも「拙速」ではないか。

また、合併自体は基本的には「広域でやるべきだ」とした意見の一方、今回の道が示した構想案に対し、そもそもが「広域的すぎる」また、一体「地域住民の意向を道庁は把握しているのか」など、様々な要望意見が示されております。

例えば、旭川市と周辺 8 町の組合せで、人口が 41 万人強、面積が 3470 平方キロとなっておりますが、これは面積で鳥取県とほぼ同じ規模であり、とても基礎的自治体として住民に目が届く行政サービスが可能なエリアと言えるのか、疑問を残すところでもあります。そこで伺います。

まず、知事は、今回の市町村合併推進構想案の作成について、基本的にどのような理念をお持ちなのか所見を伺います。

### (二) 各種長期計画との整合性について

さらに、今回、道が示した市町村合併推進構想案と道が今後、策定に向けて取り組まれようとしている次期保健・福祉・医療の長期計画をはじめ新教育長計や適正配置計画、さらには支庁の統合等様々な施策・事業との整合性については、どのようになっているのか伺います。

今回の合併構想案を踏まえ、平成 20 年度からスタートする新しい北海道長期総合計画においては、どのように位置付けられようとしているのか、併せて伺います。

### 三 観光履歴について

次に、観光問題についてであります。

本格的な北海道の観光シーズンのスタートに当たり、日本、中国、韓国の観光担当大臣が一堂に会するいわゆる観光大臣サミットが、本道で開催されることは、極めて意義あることと考えます。

北海道観光を PR 出来る絶好の機会であり、是非、今回の会議を契機に、中国や韓国からの観光客を増加させ、北海道観光の活性化に向けて、積極的に取り組んでいただきたいのであります。

そこで以下、伺います。

#### (一) 外国人観光客誘致への取組について

まず、知事は、今回の観光大臣サミットを契機として、今後、道として東アジアの国々を含めた外国人観光客の誘致に向けて、どのような重点的な取り組みを展開されようとしているのか、伺います。

#### (二) 外国人観光客受け入れ体制の整備について

また、今回の会合の期間中に、国土交通省がビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として力を入れている青少年の交流事業も実施されておりますが、今回の会議を契機に、中国や韓国からの青少年や観光客の受け入れ体制の整備について、具体的にどのような取り組みを展開されようとしているのか、伺います。

#### (三) 花を活かした観光について

さらに、北海道観光の魅力は、雄大な自然景観や食、温泉など、豊かな自然環境に負うところが大きいものと承知しておりますが、近年、台湾や韓国、中国など東アジアの観光客を中心に、本道の花の観光地に対する人気が高まっているとも言われております。

一方、広大な北海道においては、観光客の多くがバスや自動車で観光地から観光地へと長時間かけて移動しておりますが、この際、主要な道路を花で飾るなど、地域と地域、まちとまちを花で結ぶ観光ネットワークづくりに、国や市町村、地域住民や関係団体等と連携して取り組んでいくことが、北海道観光の魅力づくりをさらにワンランクアップを図ることにつながるのではないかと考えます。

そこで伺います。今後、本道における、花を活かした観光振興に、どのような重点的な取り組みをされようとしているのか伺います。

#### (四) フットパスの整備について

次に、フットパスの整備についてであります。

近年、豊かな自然にふれあうとともに、森林を活用したストレス解消などの健康増進策としての森林セラピーを生かした長距離の自然歩道を含めて散策路、いわゆるフットパスの整備については、観光振興の視点からも強く期待されているところであります。

そこで伺います。まず、知事は、フットパスを活用した本道の観光振興について、どのような所見をお持ちなのか。

また、鉄道の廃線や古い山道、さらには、林道やレタレーションの森等、道内の各地域にある既設の施設等の活用も含め、道内におけるフットパスの整備に取り組むべきと考えます。併せて知事の所見を伺います。

#### (五) 観光客受け入れに係る環境整備について

次に観光振興に関連して伺います。

先般、韓国アジアナ航空の旭川～ソウル線での過 4 便の定期航空路線就航が発表されましたが、今後、旭川空港が本格的な国際観光に対応するためには、少なくとも外国人観光客が入国手続きなどで 2 時間から 3 時間

も待たされることがないように、CIQ体制の整備充実は、早急に取り組まなければならないものと考えます。

また、空港利用客の拡大についてであります。例えば、国道452号線の早期建設などにより、空知支庁管内など、他地域からの利用増が見込まれるなど、空港利用客の拡大を図るためには、道路網の整備は不可欠であります。

さらに、将来、大型旅客機などに対応した滑走路延長なども検討すべきと考えます。知事は、これら環境整備について、どのような所見をお持ちなのか伺います。

#### 四 環境関歴について

次に、環境問題の中でも、バイオマスの有効活用についてであります。

今日、世界的な原油高が市民生活に大きな打撃を与えておりますが、このような中で、石油に変わる代替エネルギー源として世界的にもバイオマスに大きな関心が集まっております。

バイオマスには、家畜のふん尿や食品加工廃棄物、下水汚泥などがあり、本道においては、廃棄物発生量の全体の4分の3を占め、その半分が家畜ふん尿の実態にあります。

国においても、本年3月、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直すなど積極的に推進しておりますが、バイオマスの利活用は、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に非常に有効で、その利活用が大いに期待される所であり、そこで、以下、伺います。

##### (一) バイオマスの利活用について

まず、知事は、本道におけるバイオマスの特徴や利活用についてどのように認識されているのか伺います。

##### (二) 今後の取組について

また、道では、昨年3月に「北海道循環型社会推進基本計画」を策定し、その中で「バイオマスの利活用を推進する」と位置付けるとともに、本年3月には、本道におけるバイオマスの利活用を総合的に進めるため、「北海道バイオマス利活用マスタープラン」を策定するなど、様々な取組を進めているものと承知しております。

北海道の貴重な自然を未来に継承するためにも、北海道らしい循環型社会の形成の早期実現を目指して取り組むべきと考えますが、道として、今後、バイオマスの利活用に関しどのように取り組まれようとしているのか伺います。

#### 五 札幌医科大学の法人化について

次に、札幌医科大学について伺います。

現在、札幌医科大学においては、明年度4月からの独立行政法人化に向けて、取り組まれているものと承知しておりますが、その際、札幌医科大学は、北海道が設置した公立の道民のための医科大学であることを考えるとき、地域医療の向上こそが、その最大の使命であると考えます。そこで、伺います。

##### (一) 札幌医科大学の改革について

まず、今後の札幌医大の法人化に向けた改革であります。本来、札幌医大が法人化に向けて、一体何を目指して取り組まれようとしているのか、その視点が判然としないのであります。

まず、将来目標について、具体的にどのように取り組まれようとしているのか、伺います。

また、札幌医大附属病院の運営などについては、土・日・祝祭日を含め、道民の受診機会の拡大が図られるよう、柔軟な診療体制を構築すべきと考えますが、併せて所見を伺います。

## (二) 地域医療支援の現状と法人化後の対応について

次に、地域医療への貢献についてであります。

安定的な地域の医療機関への医師派遣については、必要な研修医の確保も同時に対策を検討する必要がありますが、まず、医育大学が担ってきた地域医療の支援の現状について、知事はどのような認識を持たれているのか伺います。

また、札幌医大の法人化後には、どのようにされようと考えられているのか、後期研修医の確保対策も併せて、所見を伺います。

## 六 教育間席について

次に、教育問題についてであります。

今日、学校現場で、また、地域社会で子ども達が犯罪に巻き込まれる深刻な事件が相次いで発生しております。

次代を担う子ども達が、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、道教委においても、各関係機関と一層の連携を図り、積極的な取り組みを展開していただきたいのであります。

さて、先般、北海道教育推進会議からの答申を踏まえ、道教委においては、北海道の将来を展望した新たな教育ビジョンの策定に向けた構想案を示されたところであります。

何よりも、国際化・情報化の一層の進展、さらには、予想を超えた少子高齢化の進行など、社会の急激な変化に対応するためには、何よりも夢の持てる新しい北海道の創造に向けた具体的なビジョンを示すべきであり、そこには、子ども達を育てる側の私たち一人ひとりが責任を持って、担い手を育てる環境作りが急務と考えます。そこで伺います。

### (一) 新しいビジョンの方向性について

まず、今回示された新しいビジョンの構想案を見ると、社会状況の変化や教育上の課題を踏まえて、これからの本道教育において、重視されるべき施策の方向性などがまとめられておりますが、今日の教育で最も重要視しなければならない、子ども達一人ひとりが伸び伸びと健全な心を育て、学ぶことができるゆとり教育をはじめ、ニート対策のように、これまでの考え方から発想の転換を図り、およそ大胆なダイナミックな方向を示すべきものと考えます。教育長の所見を伺います。

### (二) 新しい教育長計への位置付けについて

また、道教委においては、先に、今後の高校教育に関する指針案も併せて示されました。

道教委においては、現在、平成 20 年度からスタートする、新しい教育長計の策定に向けて取り組まれているものと承知しておりますが、先に示された、新しいビジョンと指針について、どのように位置付けられようとしているのか、伺います。

### (三) 適正配置計画の考え方について

次に、平成 19 年度の公立高等学校適正配置計画についてであります。

まず、平成 19 年度の公立高等学校の収容定員については、来春の中学校卒業者の数が前年に比べて 422 人減、一方、収容定員は 100 人の減にとどまっており、欠員の増加も懸念されております。

今後、急減期を迎える中で、私学にも一定の配慮をしながら、計画を策定しなければならないものと考えますが、この度の計画案は、どのような考え方で策定したのか、所見を伺います。

### (四) 総合学科の配置について

次に、総合学科の高校についてであります。

総合学科の高校は、職業学科と普通科を併せもち、生徒の興味関心、進路などに応じた教科選択が可能となるなど、生徒の個性を伸長できる大変有意義な学校であると考えております。

現行の「基本指針と見通し」においては、「平成 19 年度までに各圏域ごとに複数校となるよう配置を進める」としており、圏域によっては複数校設置されているところもあるようですが、道北圏域では未だに設置されていない状況であります。今後、どのように取り組まれようとしているのか、伺います。